

社会福祉法人広陵町社会福祉協議会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広陵町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しない。

2 評議員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、本会の職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、本会職員の例による。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第5条 会長の報酬は、月額100,000円とする。ただし、月の途中で就任、離任があった場合の報酬は、日割りにより計算する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法については、本会職員の例による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人広陵町社会福祉協議会役員の報酬・費用弁償に関する規程（平成24年4月制定）は、廃止する。